

平成28年第1回北海道議会定例会に提案する条例案(73件)

＜新規制定条例＞

1 行政不服審査法施行条例案（総務部法務・法人局法制文書課（22-271））

○制定内容

行政不服審査法の施行に鑑み、審理手続において提出された書面の写しの交付等の事務に係る手数料、北海道行政不服審査会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(1) 提出書類等の交付手数料

審査請求人等が審理員に提出された書類等の交付を受ける際に納める手数料の額（用紙1枚につき、白黒10円、カラー20円）及び経済的困窮者に対する手数料の減免（交付の求め1件につき、2,000円を限度）について定める。

(2) 北海道行政不服審査会の組織及び運営

①組織

(ア)委員6人以内で組織する。

(イ)委員は、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(ウ)委員の任期は、3年とする。

②委員の守秘義務

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

※守秘義務違反については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(3) 北海道行政不服審査会が行う提出資料の交付

審査請求人等が審査会に提出された資料の交付を求める際に提出する書面の記載事項、提出資料の交付の方法及び提出資料の交付手数料について定める。

※手数料の額及び減免については、(1)と同様とする。

(施行期日 平成28年4月1日)

2 北海道知床世界自然遺産条例案（環境生活部環境局生物多様性保全課（24-357））

○制定内容

人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図るよう、その保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、道の責務及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

〈条例制定の背景〉

多種多様な生物が生息・生育し、豊かな生態系を有する知床は、平成17年7月に世界自然遺産に登録されたが、登録10周年を節目に、知床の価値を改めて見つめ直し、この貴重な財産を後世にしっかりと継承するための取組が重要となっている。また、近年、登山道における植生の荒廃、人と野生動物とのあつれき、自然環境の保全と適正な利用を推進する担い手の不足などの課題に対応していくことが求められている。

〈条例の内容〉

総則

(1) 目的（人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承）

(2) 基本理念（関係行政機関・団体との連携や道民、来訪者及び事業者との協働による推進等）

(3) 道の責務、関係団体、道民、来訪者及び事業者の役割

基本的施策

①知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進、②施策の立案等における配慮等、

③国、関係市町村等の意見等の反映、④関係者間の意見の調整、⑤体制の整備、

⑥関係市町村等に対する支援、⑦調査等の推進、⑧道民等の理解の増進等、

⑨担い手の確保及び育成、⑩関係法令等に基づく措置、⑪財政上の措置

(施行期日 平成28年4月1日)

3 北海道小規模企業振興条例案（経済部地域経済局中小企業課（26-219））

○制定内容	
<p>本道の地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するよう、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、道の責務及び関係者の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進する。</p> <p>〈条例制定の背景〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業は道内の企業数の約9割を占め、小規模企業の衰退が地域の衰退に繋がる地域が多数存在する。 ・道内企業については、廃業率が開業率を上回り、後継者不在率は72.8%（H26）にも上る。 <p>〈条例の内容〉</p> <p>総則</p> <p>(1) 目的（地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展）</p> <p>(2) 基本理念（小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進等）</p> <p>(3) 道の責務、小規模企業者の努力、小規模企業関係団体、金融機関、大学等の役割等</p> <p>基本的施策</p> <p>①経営体質の強化（経営指導の促進、研修の充実、人材育成、道外からの人材の誘致等）、 ②事業承継の円滑化（経営者の意識の醸成、研修の充実、人材育成、相談体制の整備等）、 ③創業等の促進（研修の充実、相談体制の整備等）、 ④地域における支援体制の整備、⑤円滑な資金の供給、⑥小規模企業振興方策の策定等、 ⑦財政上の措置、⑧顕彰</p> <p>（施行期日 平成28年4月1日）</p>	

附属機関等の見直しに係る附属機関設置条例・・・12件

No	条例案名	制定内容	施行期日
4	北海道入札監視委員会条例案（総務部行政改革局行政改革課（22-438））	公共調達に係る入札及び契約の適正化を図るための知事の附属機関として、北海道入札監視委員会を設置する。	28.4.1
5	北海道功労賞表彰候補者選考委員会条例案（総務部人事局人事課（22-183））	北海道功労賞の表彰候補者を選考するための知事の附属機関として、北海道功労賞表彰候補者選考委員会を設置する。	28.4.1
6	北海道病院事業推進委員会条例案（保健福祉部地域医療推進局道立病院室（25-870））	道立病院事業の経営状況に係る点検及び評価等を行うための知事の附属機関として、北海道病院事業推進委員会を設置する。	28.4.1
7	北海道エキノコックス症対策協議会条例案（保健福祉部健康安全局地域保健課（25-518））	北海道におけるエキノコックス症対策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道エキノコックス症対策協議会を設置する。	28.4.1
8	北海道調理師試験委員会条例案（保健福祉部健康安全局地域保健課（25-526））	調理師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道調理師試験委員会を設置する。	28.4.1
9	北海道クリーニング師試験委員会条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-908））	クリーニング師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道クリーニング師試験委員会を設置する。	28.4.1
10	北海道製菓衛生師試験委員会条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-910））	製菓衛生師試験を適正に実施するための知事の附属機関として、北海道製菓衛生師試験委員会を設置する。	28.4.1
11	北海道河川審議会条例案（建設部土木局河川砂防課（29-323））	河川法に基づき、知事の附属機関として、北海道河川審議会を設置する。	28.4.1
12	北海道建築設計者選定審査委員会条例案（建設部建築局計画管理課（29-854））	プロポーザル方式又は設計競技方式による建築設計業務の受託者の選定を行うための知事の附属機関として、北海道建築設計者選定審査委員会を設置する。	28.4.1
13	北海道特定調達契約苦情検討委員会条例案（出納局財務指導課（32-226））	特定調達契約に関する苦情について検討を行うための知事の附属機関として、北海道特定調達契約苦情検討委員会を設置する。	28.4.1

14	北海道教育推進会議条例案（教育庁総務政策局教育政策課（35-418））	教育の振興に関する施策の推進を図るための教育委員会の附属機関として、北海道教育推進会議を設置する。	28. 4. 1
15	北海道教育支援委員会条例案（教育庁学校教育局特別支援教育課（35-782））	障害のある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援を行うための教育委員会の附属機関として、北海道教育支援委員会を設置する。	28. 4. 1

<一部改正条例>

附属機関等の見直しに係る改正関係・・・1件

No	条例案名	改正内容	施行期日
16	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び北海道特別職職員報酬等審議会条例の一部を改正する条例案（総務部行政改革局行政改革課（22-441）、人事局人事課（22-175））	公の施設に係る指定管理者の候補者を選定するための知事又は教育委員会の附属機関として指定管理者候補者選定委員会を設置するとともに、北海道特別職職員報酬等審議会の所掌事項に教育委員会の教育長及び行政委員会の委員の給料等について調査審議することを加える等の措置を講ずる。	28. 4. 1

17 北海道職員等の分限に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-181））

○改正内容

地方公務員法の改正に鑑み、北海道職員等の降給の処分に関する要件及び手続を定める。

【降給（降格、降号）の要件】

降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること）

- ：①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難な場合）
- ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ③その職に必要な適格性を欠く場合
- ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

降号（職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更すること）

- ：人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能な場合）

（施行期日 平成28年4月1日）

18 北海道恩給条例の一部を改正する条例案（総務部人事局職員厚生課（22-311））

○改正内容

恩給法の改正により恩給の支給の停止要件について刑の一部執行猶予に係る事項が定められたことに鑑み、北海道職員に係る恩給についてもこれに準ずる措置を講ずる。

※3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられた退隠料又は扶助料の受給者の支給の停止に係る要件について、刑の一部執行猶予に係る事項を追加する。

判決内容	支給
刑期の一部の執行（実刑）後、一部の執行猶予	執行中は支給停止、執行猶予中は支給
：（執行猶予が取り消されたとき）	支給停止

（施行期日 規則で定める日（公布の日から起算して3月を超えない範囲内））

19 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(総務部法務・法人局法制文書課(22-271))

○改正内容

行政不服審査法の施行に鑑み、道の条例に基づく公文書及び個人情報の開示決定等に係る審査請求について、国の制度に準じて審理員制度の適用除外等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。

【審理員制度の適用除外の措置】

道の条例に基づく公文書及び個人情報の開示決定等に係る審査請求については、有識者等からなる合議制の機関（北海道情報公開・個人情報保護審査会等）において実質的審理が行われており、公正かつ慎重な判断が制度上担保されていることから、審理員制度の適用除外の措置を講ずる。

(施行期日 平成28年4月1日)

20 北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例案（環境生活部環境局環境推進課(24-207)）

○改正内容

環境影響評価法の改正に鑑み、放射性物質についても環境影響評価を行う。

(施行期日 平成28年5月1日)

21 北海道消費生活条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局消費者安全課(24-511)）

○改正内容

消費者安全法の改正に鑑み、道立消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準等について定める。

(1) 消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する基準

①消費生活センターの事務に必要な職員の配置

②消費生活相談員の資格を持つ者の配置

③情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 指定管理者の従業員等に対する秘密保持義務

(施行期日 平成28年4月1日)

22 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部健康安全局国保医療課(25-812))

○改正内容

北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の平成28年度以降の拠出率を定める。

※基金拠出率：(改正前) 1万分の7.5→(改正後) 零

(施行期日 平成28年4月1日)

23 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課(25-226)）

○改正内容

国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、基準該当自立訓練について指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例を定める。

【基準該当自立訓練の特例】

指定小規模多機能型居宅介護事業者等が障がい者に対し通いサービスを提供した場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練、生活訓練）とみなす。

(施行期日 平成28年4月1日)

24 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(25-724)）

○改正内容

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定に鑑み、障がいを理由とする差別の禁止等について規定の明確化を図るとともに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の所掌事項に障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議等を加える。

(施行期日 平成28年4月1日)

25 北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(25-711))

○改正内容

北海道における自殺対策を引き続き強化するよう、北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長する。

【有効期限】平成28年12月31日→平成29年12月31日

(施行期日 公布の日)

26 北海道森林づくり条例の一部を改正する条例案(水産林務部総務課(28-154))

○改正内容

本道における木材の需給状況の変化等に鑑み、森林づくりに関する基本的施策に森林資源の循環利用の推進、林業事業体の育成、地域材の利用の促進及び木育の推進等に関する施策を加える。

(1) 森林資源の循環利用の推進

森林資源の循環利用(森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うこと)を推進するために必要な措置を講ずる。

(2) 林業事業体の育成

林業事業体(森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等)の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずる。

(3) 地域材の利用の促進

道内における地域材(道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたもの)の利用を促進するために必要な措置を講ずる。

(4) 木育の推進

木育(木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むこと)の取組を推進する。

(施行期日 平成28年4月1日)

27 北海道立道民の森条例の一部を改正する条例案(水産林務部森林環境局森林活用課(28-822))

○改正内容

道立道民の森の神居尻地区、青山ダム地区及び牧場南地区の施設の一部を廃止するとともに、利用料金の上限額を改定する。

【廃止の理由】

- ・神居尻地区の野外ステージ：老朽化
- ・青山ダム地区のパークゴルフ場等及び牧場南地区の管理棟
：利用者数の減少等に伴い森林づくり活動の場に転換

【利用料金の上限額の改定】

管理棟学習室1時間につき 2,010円→2,610円 ほか

(施行期日 平成28年4月1日)

28 北海道建築審査会条例の一部を改正する条例案(建設部住宅局建築指導課(29-475))

○改正内容

建築基準法の改正に鑑み、北海道建築審査会の委員の任期を定める。

【北海道建築審査会の委員の任期(国土交通省令で定める基準を参酌)】

①委員の任期は、2年とする。

②委員は、再任されることができる。

③委員は、その任期が満了した後においても、後任の委員が任命されるまでは、引き続いてその職務を行う。

(施行期日 平成28年4月1日)

29 学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(教育庁総務政策局総務課 (35-124))

○改正内容 学校教育法の一部改正に鑑み、道が給与を負担する市町村立学校の学校職員に義務教育学校の学校職員を加える等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。 (1) 各条例(定数、給与、手当関係)で定める市町村立学校の学校職員に義務教育学校の学校職員を追加 (2) 市町村立学校職員の役職に副校長を追加 (3) 義務教育学校を小学校又は中学校と同等のものとして位置付け など (施行期日 平成28年4月1日)
--

30 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 (35-621))

○改正内容 市町村への権限移譲の推進を図るよう、教育委員会の権限に属する文化財保護法に基づく事務の一部を町が処理する。 【新たに移譲する事務】 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取の許可等 ※移譲先 松前町、上ノ国町、厚沢部町、遠軽町及び別海町(5町) (施行期日 平成28年4月1日)

使用料・手数料に係る改正関係・・・26件

(手数料の額の改定に加え、新規手数料の追加があるもの：3件)

	条例案名	新規手数料の追加に係る改正内容	施行期日
31	北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案(保健福祉部総務課(25-111))	アメリカへの食肉輸出のための食肉衛生証明書交付手数料 1,150円	28.4.1
32	北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例案(農政部農政課(27-112))	農産物検査に係る登録検査機関登録申請手数料 150,000円 ほか	28.4.1
33	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案(建設部総務課(29-119))	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 40,400円 ほか	28.4.1

(使用料・手数料の額又は利用料金の上限額の改定：23件)

- 34 北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例案(総務部総務課(22-622))
- 35 北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例案(総務部北方領土対策本部(22-767))
- 36 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案(環境生活部総務課(24-116))
- 37 北海道立体育センター条例の一部を改正する条例案
(環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課(24-416))
- 38 北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例案
(環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課(24-420))
- 39 北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例案(同)
- 40 北海道立看護学院条例の一部を改正する条例案(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(25-361))
- 41 食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例案(保健福祉部健康安全局食品衛生課(25-910))
- 42 かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例案(同)
- 43 北海道計量検定所条例の一部を改正する条例案(経済部計量検定所(011-572-1771))
- 44 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案(経済部経済企画室(26-715))
- 45 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例案(経済部食関連産業室(26-808))
- 46 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例案(経済部産業振興局科学技術振興室(26-868))
- 47 北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例案(経済部労働政策局人材育成課(26-523))
- 48 北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例案
(経済部労働政策局人材育成課(26-524))
- 49 北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例案(農政部生産振興局畜産振興課(27-791))
- 50 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案(農政部農業経営局農業経営課(27-366))

- 51 北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例案(水産林務部水産局水産経営課(28-219))
 52 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案(建設部まちづくり局都市環境課(29-614))
 53 北海道立学校条例の一部を改正する条例案(教育庁学校教育局高校教育課(35-719))
 54 北海道立青少年体験活動支援施設条例の一部を改正する条例案
 (教育庁生涯学習推進局生涯学習課(35-517))
 55 北海道立美術館条例の一部を改正する条例案(教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課(35-613))
 56 北海道立博物館条例の一部を改正する条例案(教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課(35-612))
 (施行期日 一部を除き、平成28年4月1日)

職員の定数に係る改正関係・・・2件

	条例案名	改正内容	施行期日
57	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁総務政策局教育政策課(35-426))	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。 【教職員の定数】 46,438人→46,361人(▲77人)	28.4.1
58	北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案(警察本部警務部警務課(251-0110(2623)))	地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定する。 【警察官の定員】 10,318人→10,353人(+35人)	28.4.1

給与に係る改正関係・・・10件

(北海道人事委員会勧告に係る給与等の改定など：5件)

	条例案名	改正内容	施行期日
59	北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-174))	知事及び副知事の期末手当の支給月数について、0.05月の引き上げを行う(平成27年6月期から適用)。	公布の日
60	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-174))	北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月2日付け勧告に鑑み、給料月額並びに初任給調整手当及び期末・勤勉手当の額の改定を行う。	公布の日
61	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-317))	①給料月額の引上げ(平均0.4%) ②医師、歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額の引上げ	
62	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-317))	③期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ(4.05月→4.10月) ※①から③までの引上げは、平成27年4月1日から適用する。	
63	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(警察本部警務部警務課(251-0110(2663)))		

(管理職員の給料及び管理職手当の減額など：5件)

	条例案名	改正内容	施行期日
64	北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-174))	厳しい財政状況に鑑み、知事、副知事、常勤の監査委員、公営企業管理者及び教育長等の給料を減額する(平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、知事25%、副知事20%、常勤の監査委員10%、公営企業管理者10%、教育長15%を減額)。	28.4.1
65	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案(総務部人事局人事課(22-174))	厳しい財政状況及び地方公務員法の改正に鑑み、管理職員である北海道職員等の給料及び管理職手当を減額するとともに、職員の職務を給料表の各等級に分類するための等級別基準職務表を定める等の措置を講ずる。 ①管理職員の給料の減額(課長相当職以上7%、主幹相当職3%を減額) ②管理職手当の減額(10%又は8%を減額) ③人事評価の結果を勤奨手当に反映 ④各給料表に対応した等級別基準職務表を規定 ※①及び②の減額は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限る。	28.4.1
66	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-317))		
67	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教育庁教育職員局給与課(35-317))		
68	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(警察本部警務部警務課(251-0110(2663)))		

法令の改正に伴う規定の整備関係・・・5件

No	条例案名	改正内容	施行期日
69	地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案(総務部人事局人事課(22-163))	地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行う(引用条項の改正、職階制の廃止及び人事評価制度等の導入による規定の整備など)。	28.4.1
70	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉部福祉局施設運営指導課(25-226))	介護保険法及び国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行う(基準該当短期入所生活介護事業所の併設先に係る規定の整備など)。	28.4.1
71	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉部福祉局施設運営指導課(25-226))	介護保険法及び国が定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行う(受託介護予防サービスの種類に係る規定の整備など)。	28.4.1
72	北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課(25-725))	介護保険法及び国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を行う(障がい児に対する指定地域密着型通所介護の提供に係る規定の整備)。	28.4.1
73	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案(建設部まちづくり局都市環境課(29-575))	土地区画整理法の改正に伴い、規定の整備を行う(引用用語の改正)。	28.4.1